

# 申入書

私たちは、名古屋城天守閣木造化予算を、貴職が地方自治法179条にもとづいて専決処分することに強く反対するものです。

そもそも地方自治法179条が専決処分の要件とする「議会において議決すべき事件を議決しない」場合とは、積極的に議決しないことを議会が示している場合です。十分な議論が必要であることから、議会において熟議をすべきとされている場合は、議決をしないことを積極的に示している場合とは言えません。千葉県白井市の補助金を巡る2013年8月29日東京高裁判決（2015年1月15日上告棄却で確定）でも「議会において議決すべき事件を議決しないとき」とは、「議会が議決しないとの意思を有し、実際にも議事が進行せずに議決にまで至らない場合などでなければならないと解される」と判示されています。

名古屋城の木造天守閣の建築については、建築費用が総額500億円にもものぼる、という試算がなされている一方、その資金回収の見込みについても来場者予測を含め、様々な意見があるところです。こうした中で、貴職は、当初2020年7月までに木造天守閣を完成させたいという意思を表明しておられましたが、これに市民の賛同が得られないとして、2020年の完成にはこだわらない、との姿勢を本年6月、示されました。ところが、本年10月6日、突如として、2020年までの完成を前提に公募された案のうち、竹中工務店案を採用し、同社と随意契約を締結して2022年までに木造天守閣を完成させたい、という意思を表明されました。

しかし、2020年の完成が拙速だと判断した市民の意思は、単に完成の時期を問題としたのではなく、木造天守閣の新築をするか、従来の天守閣の耐震補強をするかについての慎重な判断をするためには、2020年完成を前提としたスケジュールでは時間が足りない、というものはずです。かかる市民の意思が表明され、2020年の完成にこだわらないのであれば、少なくとも木造天守閣の新築工事については新たに公募をして建設コストを再検討するとともに、耐震補強についてもさらなる検討をし、再度の比較検討をすべきで、これが市民の声の筈です。

こうした作業もなされないまま、貴職が一方的に完成時期を指定して、従前の竹中工務店案を採用し、議会に予算の議決を迫るのは、少なくとも市民の意思を無視した暴挙と言わざるを得ません。また、議会も、貴職の提案を再検討するために時間を要しているにすぎず、ことさら議決をしない意思を表明しているものではありません。これでは、法の要件を満たさないことは明白で、専決処分は民主主義をあまりにも軽視するものです。

貴職が木造天守閣の新築に強いロマンを感じておられることは、私たちも理解します。また、将来的に木造天守閣が多く観光客を呼び寄せることも想像できます。しかし、その建設コストの償還のために名古屋市財政が危機的状況に陥ったとすれば、貴職は将来、名古屋のルートヴィヒ2世という汚名を着せられることになりかねません。そのようなことのないよう、私たちは貴職に対し、専決処分をせず、時間をかけた熟議を経て、名古屋城の問題を検討することを求めます。なお、貴職が専決処分をした場合には、遺憾ながら私たちは住民監査請求・住民訴訟を提起する意思を有しておりますが、法廷で貴職と対決することのないことを強く願っておりますことを、最後に申し上げます。

2016年10月25日

名古屋市長 河村たかし 殿

名古屋市中区丸の内3丁目7番9号  
チサンマンション丸の内第2 303  
名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡  
電話 052-953-8052 FAX052-953-8052